

地震保険料の割引制度

所定の確認資料を取扱代理店または日立キャピタル損害保険(株)へ
ご提出頂く事により、以下の割引が適用される場合があります。
お客さまのご契約内容にご不明点等ございましたら、取扱代理店または
弊社までお問い合わせください。

1. 建築年割引（10%）

1981年(昭和56年)6月1日以降新築された建物およびその建物内に収容される家財に対する割引
です。

2. 耐震等級割引（10～30%）

耐震等級を有することが確認できる建物およびその建物内に収容される家財に対する割引です。

3. 免震建築物割引（30%）

免震建築物であると確認できる建物およびその建物内に収容される家財に対する割引です。
2007年(平成19年)10月1日以降、保険期間が開始する地震保険契約に限ります。

4. 耐震診断割引（10%）

耐震基準を満たしていることが確認できる建物およびその建物内に収容される家財に対する割引です。
2007年(平成19年)10月1日以降、保険期間が開始する地震保険契約に限ります。

(ご注意) 建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引、耐震診断割引のうち複数割引適用条件に
該当する場合でも、いずれか一つ割引適用となります。

お問い合わせ先
日立キャピタル損害保険株式会社
事務・情報企画部 契約管理グループ
TEL 0120-112-109
(受付時間:午前9時～午後5時 土・日・祝日を除く)